

## 議案第9号

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第79号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年2月28日提出

愛西市長 八木 忠 男

### 提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）による図書館法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第9号

### 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。